

平成 22 年 3 月 19 日

第 1 回 御嵩町議会定例会会議録（第 4 号）

## 議事日程第4号

平成22年3月19日（金曜日） 午前9時01分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 3件

発議第3号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書

発議第4号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書

発議第5号 保育所制度改革に関する意見書

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 10件

民生文教常任委員会付託事件 5件

議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算について

議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定について

総務建設産業常任委員会付託事件 5件

議案第5号 平成22年度御嵩町一般会計予算について

議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第11号 平成22年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第19号 御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第4 議案の審議及び採決 11件

議案第20号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて

議案第25号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議案第26号 工事請負契約の締結について

発議第1号 無水道地域解消対策特別委員会の設置について

発議第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

発議第3号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書

発議第4号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書

発議第5号 保育所制度改革に関する意見書

日程第5 特別委員会委員の選任

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

---

出席議員（12名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇	11番 谷口鈴男	12番 木下四郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 鈴木正人
教育担当参事 加藤保郎	まちづくり担当参事 堀智考
総務課長 渡辺義弘	企画課長 鍵谷昌孝
まちづくり課長 奥村悟	税務課長 日比野優
住民環境課長 伊佐治徳保	保険長寿課長 埜藤幸
福祉課長 田中康文	農林課長 安藤信治
上下水道課長 松岡学一	建設課長 吉田隆博
会計管理者 藤木伸治	学校教育課長 田中秀典
生涯学習課長 若尾要司	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 桑 下 増 美

議会事務局 書記 佐久間 英 明

## 開議の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員に、3番 早川文人君、  
5番 植松康祐君の2名を指名します。

---

## 追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。

追加議案として付議されました発議第3号から第5号までの3件を一括議題として上程し、  
提案理由の説明を求めたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは、付議事件3件を一括議題として、提案理由の説明を求めま  
す。

発議第3号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書、発議第4号 障害者自立支援  
法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書、発議第5号 保育所制度改革に関する意  
見書、以上3件について、議会事務局長に朗読させます。

桑下議会事務局長。

議会事務局長（桑下増美君）

それでは、本日お配りしました御嵩町議会第1回定例会追加議案をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

---

発議第3号

## 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書

民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書を、次のとおり提出する。

平成22年3月19日提出

提出者	御嵩町議会議員	佐 谷 時 繁
賛成者	〃	木 下 四 郎
	〃	谷 口 鈴 男
	〃	植 松 康 祐

## 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書

新政権になり、子育て政策・少子化対策に希望を持ったものの、緊急経済対策で出された「幼保一本化を含めた保育分野の制度・規制改革」は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、この間、社会保障審議会少子化対策特別部会で行われている保育制度改革論議とかわらない中身になっている。

これらは、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革であり、介護保険の問題点や障害者自立支援法が廃止決定に至ったことを見ればその破綻は明らかである。

その上、「子ども手当の財源」をめぐり「民間保育所運営費の一般財源化」が浮上してきた。地方財政が逼迫しているなか、私立保育所運営費を一般財源化することは、子どもの育ちを支える保育を後退することにつながる。待機児童対策、少子化対策を進めるためには国が財源を確保し、認可保育所の整備・運営を保障することが必要不可欠である。

平成16年度の公立保育所運営費の一般財源化では、保育所が増えるどころか、地方自治体では財政難を理由に民間委託と公立保育所保育士の非正規化・非常勤化が進み、子どもを育む環境に厳しい問題が生じている。

国の責任として、全ての子どもの育ちを保障することが求められる。

民間保育所運営費の一般財源化は、保育の地域格差を拡大し、財政力の弱い自治体の保育供給量の縮小とともに、保育の質の低下、保護者負担の増大をもたらす。新政権の政策合意である「保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消に努める」にも反することである。

よって、国においては、子どもの権利を最優先に、地方の実情を踏まえた上で、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度を守るよう、以下の事項について強く要望する。

1. 民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

これは、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長あてに提出するものであります。

次に、3ページの発議第4号をやります。

発議第4号

障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書

障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書を、次のとおり提出する。

平成22年3月19日提出

提出者	御嵩町議会議員	佐	谷	時	繁
賛成者	〃	木	下	四	郎
〃	〃	谷	口	鈴	男
〃	〃	植	松	康	祐

障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書

鳩山政権は障害者自立支援法の廃止方針を決め、障がいを持つ当事者が半数を占める「障がい者制度改革推進会議」を設置した。

しかし、新法制定は4年後といわれている。そして、一番の問題点である利用料の『応益負担』と報酬（運営費）の『日額払い方式』については、即時撤廃を行うべきと多くの関係者が主張するが、未だ撤廃の方向性は見えていない。

障がいがある故に生きていくために必要な社会の支援を受けることを「応益」といい、負担を課す『応益負担』は、憲法25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活保障」に照らしても、障がい者（児）福祉になじまない。

自立支援法施行以降、日額払いの方式で報酬（運営費）が支払われる仕組みによって、施設経営は非常に不安定になり、やむなく働く者の賃金を引き下げることで乗りきろうとした施設が続出した。その結果、多くの職員が職場を去り、障がい施設の人材不足は深刻である。人材確保のためにも、日額払い方式という経営を不安定にさせる仕組みを撤廃することが早急に必要である。

政府は来年度予算案に、障がい福祉サービス・補装具の負担軽減として107億円を盛り込み、住民税非課税世帯は無料とした。しかし自立支援医療は対象外とされ、当初の想定必要経費300億円の3分の1程度にとどまり、応益負担の仕組みも残されたままである。

国が、新法制定までの間、撤廃を決めた「障害者自立支援法」をそのまま放置しておくのは矛盾である。問題点を改善し、障がい者（児）の生きる権利を保障するよう早急に手だてを打つ必要がある。

よって、国においては、障がい者（児）の権利を最優先に以下の事項について強く要望する。

#### 記

1. 新法制定までの措置として、自立支援法の『応益負担』を『応能負担』に、『日額払い方式』を『月額払い方式』に、早急に変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

岐阜県御嵩町議会

---

これは、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に提出するものであります。

---

発議第5号

#### 保育所制度改革に関する意見書

保育所制度改革に関する意見書を、次のとおり提出する。

平成22年3月19日提出

提出者	御嵩町議会議員	佐 谷 時 繁
賛成者	〃	木 下 四 郎
〃	〃	谷 口 鈴 男
〃	〃	植 松 康 祐

#### 保育所制度改革に関する意見書

急激な少子化が進む中、子どもを安心して産み育てる環境の整備はとりわけ重要であり、なかでも待機児童対策を含む保育施策の拡充は喫緊の課題となっている。この間、保育施策の拡充に対する国民の期待はかつてなく高まっており、国会においても2006年以来、「現行保育制度に基づく保育施策の拡充を求める請願書」が4年連続して採択されていることは、こうした国民の声の反映に他ならない。

現在、国においては地方分権を名目に、待機児童解消のために保育所に係る最低基準を緩和し、地方自治体に委ねる方針を明らかにされ、直接契約・直接補助方式の導入など市場原理にもとづく保育制度改革論に加えて、幼保一体化を含めた制度改革の検討が進められようとして

いる。この改革案は児童福祉法24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものであり、規制緩和による保育の市場化を進めるものである。最低基準の緩和に加えてこうした改革が進めば、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。

全国どの地域においても子どもたちが健やかに育ち、保育を受ける権利が平等に保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任が不可欠である。地方分権の推進には、全国どこでも守るべきナショナルミニマム保障の仕組みを確立することが必要である。最低基準を地方自治体に委ねるのではなく、国の責任において底上げし、財政の保障を行うこととあわせて、規制緩和の推進ではなく国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本にしつつ、保育施設を拡充することが求められている。

よって、国においては、保育制度改革の議論を進めるにあたり、子どもの権利を最優先に、地方の実情を踏まえた上で、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度とされるよう、以下の事項について強く要望する。

1. 児童福祉法24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
2. 国は市町村が責任をもって待機児童解消に向けて取り組みができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと。
3. 保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと。
4. 保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止・引き下げは行わず、抜本的に改善すること。
5. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
6. 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備を進めること。
7. 民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

岐阜県御嵩町議会

---

これも、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に提出するものであります。以上であります。

**議長（鈴木元八君）**

朗読が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

9番 佐谷時繁君。

### 9番（佐谷時繁君）

それでは、ただいま事務局長から朗読をしていただきました件、3件ですけれども、発議第3号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書ということで、皆さんの御賛同を得たいということでもあります。

先ほど事務局長から朗読をしていただきましたけれども、今民間保育所の運営等が大変厳しい状況にもありますし、待機児童等々の問題も抱えております。国の責任として、子供たちすべてが真つ当な教育が受けられるということが基本的な日本の国のありようだと思っておりますので、質の高い保育の確保、児童待機の解消に努める等々含めましたことを、今回意見書として出させていただきます。

問題は財政力の弱い自治体はその都度苦勞するというようなことにあっては、日本国憲法にもうたわれております平等の精神にも反するというような大きな意味で、この件について意見書を出すということに賛同をいたしましたので、議員の皆様の御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、発議第4号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書であります。

これも先ほど事務局長から朗読をお願いしましたけれども、今、障害施設については人材不足ということが深刻であるということが、ここの意見書の中にも声高にうたわれております。人材確保のためにも、日払い方式という経営を不安定にさせる仕組みではなく、月払い方式に変更するよというよな要望であります。

我が国の障害者の施設政策については、先進国の中でもかなりおこなれているということがよく言われております。憲法にも保障されております生きる権利の中で、きちっとした対応を国・政府としてやるべきではないかということの意見書でありますので、我が委員会では、議論の上採決をし、意見書を提出することになりましたので、委員の皆さんの御理解をお願いしたいと思います。

最後になりますが、発議第5号 保育所制度改革に関する意見書であります。

今、一部、地方にもよるんでしょうけど、待機児童等が大変多いというよなことで、よく問題にされております。保育を受ける権利がすべての子供に保障されているということでもありますので、この保育におけることについても、国と地方自治体の責任が大変大きいというふうにも思っております。そういう意味で今回の意見提出ということになりましたので、皆様の御賛同をぜひ得たいというよなことであります。

趣旨につきましては、先ほど事務局長から朗読をしていただきましたので、委員の皆様には

もう一度精読していただいて御賛同を得たいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。終わります。

---

### 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

#### 議長（鈴木元八君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第5号から第11号までと、第18号、19号、議案第21号のあわせて10件を一括議題としたいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。ただいま議題としました10件につきまして、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

議長よりお願いをいたしますが、ここからの質疑等につきましては、委員長に質疑をすることになっております。したがって、質疑のある方は、例えば予算書、参考資料等のページが幾つであるかという指示をしながら質問をしていただければスムーズに行くのではないかと思いますので、議員の皆さん、よろしくお願いたします。

それでは、初めに民生文教常任委員会付託事件の議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算について、議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定についての以上5件について行います。

民生文教常任委員会委員長に、審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁君。

#### 民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

それでは、御報告を申し上げます。

平成22年3月15日、御嵩町議会議長 鈴木元八様、民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁。民生文教常任委員会付託事件審査報告書。第1回定例会の3月12日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告いたします。

記1. 審査実施日、平成22年3月15日月曜日。

2. 審査事件名、議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算について、議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、保険税（保険料）や国庫・県支出金などの算定が的確になされているか、違法な点がないかなどを主眼に審査をいたしました。新たに上程された予算・条例については、住民が賛成する内容であるか、違法な点がないかなどを主眼に審査をいたしました。主な意見及び質疑については、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第21号とも、お目通しをお願いいたします。

4. 審査の結果、議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算について、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成多数により可決すべきものと決定した。議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算について、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定について、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上であります。

**議長（鈴木元八君）**

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

**議長（鈴木元八君）**

議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12番 木下四郎君。

**12番（木下四郎君）**

後期高齢者医療制度というのは、4年先まで先送りするというので、先日の厚生省の発表でも65歳からまた後期高齢の予備軍をつくるという設定で進められておるような感を受けます。よって、私は、これは一刻も早く廃止することがまず第一の問題ではないかということで、このことを強く訴えて、反対といたします。

**議長（鈴木元八君）**

賛成の方の討論がありましたら。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

佐谷時繁君。

**民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）**

木下委員の方から、後期高齢、これは以前から木下議員の持論だというふうに認識しております。これは、御存じのように、スタートしたときから大変問題の多い制度だということは世間一般、あるいはマスコミを通じてよく言われておりました。抜本的に改革していこう、変えていこうというような機運が今あると思っておりますけれども、町としますと、国の決めた方向に従わざるを得ないという立場にありますので、これは賛成という立場で採決は可決されましたので、御理解をお願いしたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで、委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第5号 平成22年度御嵩町一般会計予算について、議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第11号 平成22年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第19号 御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定についての5件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 亀井千歳君。

#### 総務建設産業常任委員会委員長（亀井千歳君）

平成22年3月16日、御嵩町議会議長 鈴木元八様、総務建設産業常任委員会委員長 亀井千歳。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。第1回定例会の3月12日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告いたします。

記1. 審査実施日、平成22年3月16日火曜日。

2. 審査事件名、議案第5号 平成22年度御嵩町一般会計予算について、議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第11号 平成22年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第19号 御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求めました。編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に、住民全体の立場に立った公平なものなのかなどを主眼に置きました。また、特別会計については、一般管理会計とは分離した特定の事業を行うことから、基本構想（計画）などに沿った長期的観点に立ったものなのか、経営収支はどうか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ財源が確保されているか、町債の償還計画に現実性はあるか、決算審査意見等が反映されているか。新たに上程された予算・条例については、住民が賛成する内容であるか、違法な点などがないかなどを主眼に審査いたしました。

4. 再審査について、当委員会において、行財政改革大綱の一環として各種補助金について執行部より提案説明がありました。改革を進めることには議会としても推進するものですが、各種補助金カットの方法について著しく不都合があるとの意見が多数を占め、一たんは、平成22年度一般会計予算案を否決いたしました。その後、執行部と再度協議した結果、各種補助金の精査をするとの説明を受けました。各種補助金は多岐にわたっており、当初予算案を否決することは、補助金以外の予算に影響を来し、行政の混乱を招くことも考えられることから、委員全員が再審査の必要を求めたので、委員会を開き、平成22年度一般会計予算案を全員の賛成

により可決いたしました。主な意見、行財政改革の一環である各種補助金の減額については、原則として聖域を設けることなく進めるべきであり、各種補助金の精査をすることを強く要望する。名鉄広見線活性化協議会について、職員の採用を含め、これからの運用の仕方を早急に確立されたい。主な質疑には、お目通しのほど、よろしくお願いたします。

1枚めくっていただきます。

5. 審査の結果、議案第5号 平成22年度御嵩町一般会計予算について、全員の賛成により、可決すべきものと決定した。議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算について、全員の賛成により、可決すべきものと決定した。議案第11号 平成22年度御嵩町水道事業会計予算について、全員の賛成により、可決すべきものと決定した。

議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定について、全員の賛成により、可決すべきものと決定した。議案第19号 御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定について、全員の賛成により、可決すべきものと決定した。以上です。

#### 議長（鈴木元八君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

#### 議長（鈴木元八君）

議案第5号 平成22年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12番 木下四郎君。

#### 12番（木下四郎君）

亀井委員長にお伺いします。

審査、御苦労さんでございました。

私がお聞きしたいのは、再審査の結果についてということですが、皆さんお持ちであると思いますが、この議員必携の中にこういうことがうたっております。一事不再議の原則ということで、1会期中には2回協議をしてはならんという原則がうたっているんですが、これについては御承知でありましたか。

#### 議長（鈴木元八君）

総務建設産業常任委員会委員長 亀井千歳君。

総務建設産業常任委員会委員長（亀井千歳君）

議員必携の方は、その分は見ておりませんでした、地方議会運営事典という方は目を通してあります。この件、言ってよろしいですか。

地方議会運営事典より、委員会再審査、再調査というところがあります。その中で運用例で、「一たん委員会として可否、採否、あるいは継続審査などを決定し、議長に委員会報告書を提出した後、再審査または再調査の必要を発見することがある。これらは、専ら委員会内部の事情から生ずるものであるが、例えば状況掌握の不足、あるいは情勢の変化などから、委員会として自発的に結果を更新しようとする場合である。この場合、委員の全員が再審査・再調査を求めることに異議がなければ、運用として可能である。再審査・再調査は、本会議の議題宣告前に委員会がその議決により自主的に行うものである」ということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木元八君）**

12番 木下四郎君。

**12番（木下四郎君）**

ありがとうございました。これは、委員長、言っておきますけれども、委員会の再調査というのは、状況が物すごく変わったとか、お互いの意思の違いがあったとか、現状把握が困難なときにこういうことができるということがうたってあるだけで、基本的には再議を求められるということは、地方自治法で町長しか認められておらへん。

そういうところで1会期中に2回もやるということは、基本的には間違いであるというふうに議員必携には書いてあります。これは、異常な事態が起きたときに再調査ができるということをやっているだけで、もう少し審査を厳重にやっていただかんと、どうも、議長も聞いておってください、こういう委員会で議長から付託を受けて委員会で協議したというのは、2回も協議するというのは異常な事態だと言わなければならぬと思います。少なくとも、反対して賛成した、賛成して反対と、こういうようなだと、町民がこれでは迷いに迷ってしまって、議会不信にもつながるということになると思います。今後気をつけていただくよう、よろしく御指導お願いします。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木元八君）**

ほかに。

委員長、よろしいですか。

委員長。

**総務建設産業常任委員会委員長（亀井千歳君）**

意見を求められていないというふうに私は判断いたしましたが。

**議長（鈴木元八君）**

はい、結構です。

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

**11番（谷口鈴男君）**

今の木下議員の委員長質疑に対してこれは連動してくるかなと思うんですが、この再審査ということについての原因が、いわゆる各種補助金のカットの方法について著しいふぐあいがあるということから、委員会としてはおかしいじゃないかというのが基本的な出発点であったと思いますが、実はその補助金の関係で委員長にお伺いしたいと思いますが、これは一律カットという、前議会で執行部からの報告があったわけですが、その中で、特に私も一部関係しておりますが、商工会等に対する助成というのは、大変商工会の運営上、非常に大きな問題を実は私ども団体としては生じておると。その辺のところ、特に1割カット、58万のカットというのは、これは補助員の人件費等も含めて今後運営上かなり支障を来すということで、そこで主な意見ということで委員長にお伺いしますが、この行政改革の一環である各種補助金の減額については、原則として聖域を設けることなく進めるべきであると、この原則論はいいと思いますが、各種補助金の精査をすることを強く要望するという、この辺の意見調整が多分再審査の一番のポイントになったと思うんですが、その辺のところ補助金の精査をすることを強く要望するというのは、執行部との話し合い、協議の中で、これは見直すという部分を委員会として掌握しておみえになるのか。ないしは、必要に応じて補正でも執行部は対応してくるというような部分まで論及された議論がされておるかどうか、その辺の確認でございますが、委員長、よろしくお願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

総務建設産業常任委員会委員長 亀井千歳君。

**総務建設産業常任委員会委員長（亀井千歳君）**

補助金につきましては、一律10%カットというようなことをお聞きしておったわけですが、実際にはカットがしていない補助団体もあるというようなことで、そういうことで審査をいたしました。他町村とのかみ合いがあるため、一律10%のカットはできないという部分もあるということでございます。また、補助金の団体等が夫婦でもらっていると、だけど団体名が違いますので、それは別ですという回答でしたけれども、そういうものもあるということで、いろいろ協議をさせていただきましたが、どうしても、先ほど言いましたように他町村との絡みがあって減額ができないというものはそのままですけれども、そうでないものは極力カット

させていただいたということで、今年度いろいろ精査し、今22年度ですので23年度からはそのように精査していきたいというふうでございます。以上です。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

**11番（谷口鈴男君）**

先般の委員会付託の折に執行部の方へお聞きをした案件で、委員会としてどこまで協議されたかちょっとお伺いしたいと思いますが、まず有害駆除の捕獲報償費の増額根拠等についてということで、先般私は質問させていただきました。これは、従来イノシシが1頭5,000円、これが100頭で1頭7,000円の70万、それから小動物が20頭で4,000円、これは従来3,000円ありますが8万円ということで、78万の予算計上がありました。これについては、実は有害駆除編成隊の編成要綱の中に、この編成隊の経費というのは町の負担金及び報償金をもって当てるという規定がございます。こういう規定がいきなり、我々この予算の審議の説明書の中には、こういうものも包括して考えておるんだと。それから、1頭の価格も、もうそれは増額されることはいいと思うんですけども、この負担金と報償金との違いは当然あると思いますし、これは一昨年までは猟友会に対して32万のいわゆる負担金、そしてプラス捕獲頭数に対する報償金という形で構成されてきたものでありますが、この辺の説明が委員会で協議されたかどうか。

それから、有害駆除というのは被害防止のための必要最小限度、それから予定頭数が終了した場合には、その時点で一応終えるという規定がありますけれども、この21年度の捕獲状況を見てみますと111頭という。前年度は三十四、五頭ですか、それ以前は大体30頭から40頭ぐらいで推移してきているのに、いきなり一昨年、異常に繁殖した、そして被害が増大したと言われればそれまでですが、その辺のいわゆる有害駆除の基本的な指針として、町はどういう対応姿勢を持っておるのかということについて委員会で協議されたかどうか。

それから、実はこの有害駆除隊を編成する場合に、隊員は狩猟免許を当然その資格を有すると同時に、ハンター保険に入らなければならないという規定がございます。ところが昨年の秋、猟友会の幹部と町長との面談の折に、もしハンター保険に未加入者が関与して事故が起こった場合にどうするんだというような協議の中で、これは町が責任を持つというような発言があったというふうに私どもは報告を受けておりますが、そういう町としての責任、事故があった場合に町がすべて責任をとるのかと。なぜかといいますと、ハンター保険というのは、実はこれは県の猟友会が保険会社と団体契約の中で締結された保険であります。したがって、入ることは自由に入れますけれども、支払いの段階で猟友会の承認がないと支払いができないというシ

ステムになっております。それから、猟友会を脱退した場合には、その趣旨を保険会社に通告する義務もあります。ところが、今回の21年度の編成隊は、未加入者を含めて混合構成がされてきたと。これは有害駆除とは違いますけれども、実はこの冬に猟期中に未加入の会員の方がくくりわなを設置する折に事故に遭われた。残念ながら保険金が払われていないという報告も受けております。そういう状況が実は背景にありますので、この辺のところ、有害駆除隊の編成、そして町がどういう形で今後対応されていくのかということについて、これは当然委員会としてお願いしてありましたので、その辺のところを委員長、どういう協議がなされたかということだけ報告していただければありがたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

総務建設産業常任委員会委員長 亀井千歳君。

**総務建設産業常任委員会委員長（亀井千歳君）**

谷口議員の質問の有害鳥獣捕獲の褒賞等についての質問にお答えいたします。

捕獲作業に熱心に取り組んでいただいている従事者からは、おりのえさ代等の実施はあまりお金はかからない、設置及び巡回等に必要な燃料費等はあくまでもボランティア活動と考えれば、平成21年度までに実費としてもらっていた負担金は不要ではないかという意見が出ました。そのかわり、謝礼として受け取る捕獲動物1頭当たりの単価を増額した方が、純粋なボランティア活動として意欲的に取り組むことができ、より有効であるという従事者の申し出を受け、当初予算に謝礼としてイノシシ1頭7,000円100頭分、小動物1頭につき4,000円20頭分として今期は謝礼として78万のみ有害鳥獣捕獲対策経費として予算計上いたしましたということです。前年度よりは大幅に増額したわけですが、これ以上とれた場合はという協議まではしておりません。

それから、ハンター保険につきましては、そこまでは審議しておりません。

駆除隊の編成についても、協議はしておりません。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

5番 植松康祐君。

**5番（植松康祐君）**

関連で質問させていただきます。

実は、私は今回の議会で一般質問をやるつもりでございました。しかしながら、猟友会の方からいろいろと話が出てきましたのが、一般質問の締め切りを過ぎちゃってしまいましたものですから、今回一般質問はやらずに、来期、猟に関する一般質問をやらせていただく予定にしておりますが、今谷口議員からいろいろと話が出ました。これにつきまして、やはり町当局としても

もう少し真剣に、町民平等に考えてあげないと大変ではないかなということをおもいますので、ぜひ私たちも関係者として総務建設産業常任委員長にも話をします。町執行部としましても、そういう話と一緒にのっていただく、これをしないと、委員長が委員会でいろんな発言をしましても、たまたま今回私も谷口議員も民生文教ですので、総務建設にいませんので話はできませんけれども、もう少し考えてもらわないといけないなという感じがいたします。今、委員長はすばらしい考えをもって発言をしていただきましたが、渡辺町長ともおとし話をしました。おとしまでは国は各町村単位何頭という指定をしておりましたけれども、それ以降、イノブタ、イノシシが相当ふえてきたので、その地域地域に合った頭数を狩猟してもらってもいいというのが国から出ました。ですから、御嵩町は21年度は100頭を超えたということになってくるわけですが、有害駆除が終わって、ことしに入ってからでも、まだ今道をうろうろ歩いています。そういう状態の中で、やはり農家の皆さん方だけでなく、ここに在住する皆さん方が安心・安全に暮らせるような生活体制がとれるような施策を考えていただかないと難しいのではないかなと。私は議会として委員長にまたいろいろと御相談申し上げたり、提言させていただくつもりでありますけれども、それに対する当局の働きかけもぜひお願いをしていただかなくてはならないなというふうに思いますので、委員会の気持ちを酌んでいただくようお願いをいたします。

また、先般……。

#### 議長（鈴木元八君）

あの、発言者に言うておきますが、委員長報告のみにしていただき、簡単をお願いします。

#### 5番（植松康祐君）

ということで、こちらでうるさいことを言う人が1人おりますけれども、もう少し時間をいただいて、委員長にお願いをいたします。ぜひとも委員会でそうした有害駆除、あるいは猟友会の存在を的確につかんでいただいて、前向きに取り組んでいただきたい。私たちもお力添えができればお力添えさせていただきますし、ともに頑張っていきたいと思っておりますので、その点だけぜひ亀井委員長、よろしくをお願いをいたします。以上です。

#### 議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 平成22年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

議案第11号 平成22年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 平成22年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決するべきものであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

議案第19号 御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議案の審議及び採決**

**議長（鈴木元八君）**

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

議案第20号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

### 議長（鈴木元八君）

議案第22号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

### 11番（谷口鈴男君）

この条例につきましては、新たに造成されました南山一般廃棄物埋立処分場の併設ということで条例改正がなされておりますが、現在ある一般廃棄物、これは小和沢の処理場について、これは条例改正ですので特別云々ということはありませんけれども、執行部としてはこれを早期に別枠の予算を組んで終息させると、そういう方向で動くということですが、この条例に関して、しばらくの間もう一度検証すべき内容があると思いますので、その辺の、執行部として今の方針で行くのか、しばらくの間この条例どおり2ヵ所存続させるという方向で検証すべき問題ではないかと思うんですが、町長、どう思われますか。

### 議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

### 町長（渡辺公夫君）

結論から言いますと、南山の処分場に早く切りかえたいということを思っております。もともと小和沢の処分場については、私自身は中止という形をとりたいなということを議会の皆様にも御説明申し上げてきました。町長になったばかりでしたけれども、私の議員当時の考え方としてはそういう考え方をしておりましたので、議会の皆さんにも中止という形でお願いをしたという経緯がございます。

ただ、前議長さんから、9人でしたか、どなたが出席されましたかということをお聞きした

上で、前議長さんが、廃止が条件で南山の処分場の建設を認めると、その予算を認めるという条件を述べられましたので、私たちは9人がそういう形でそちらに賛成をしておられるのであれば、絶対的過半数ですから、やむなく廃止という形をとらざるを得なかったと。現状に合わせてそういう対策をとらせていただいたと。考え方の中には、大災害が起きた場合には、もし家屋等々の倒壊がありますと、少なくとも一時置いておくような臨時のそうした場所も必要になってくるだろう。休止をしておけば使えるわけですがけれども、残念ながらそうではございませんので、県の方でも珍しいねというようなことを言われたそうですけれども、あくまでも議会の総意ということからこういう判断をさせていただきまして、あの施設ができたわけですがけれども、今度はそうした一般廃棄物処分場については、皆さんに有効に、便利にまた利用していただく方法を考え、この条例の制定に至ったという経緯がございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。

これより議案第22号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

議案第23号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

議案第24号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 岡本隆子さん。

#### 7番（岡本隆子君）

計画の中で、教育文化施設ということで通学バスを購入するという説明をいただきました。後で総務課長に伺いまして、この通学バスというのはそれ以外の目的に使えるのか。この間からもデマンドだとかそういう話が出てきておりまして、今後、御嵩町の公共交通をどういうふうな形にしていくかということが多分話し合われていく中で、より少ない車をやりくりしていくためにも、昼間あいている通学バスというのはもっといろんな使い方ができるといいのかなと思います。その辺についての御見解を学校教育課の方ではどういう見解をしてみえるのか、お尋ねをしたいと思います。お願いいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

田中学校教育課長。

#### 学校教育課長（田中秀典君）

岡本議員の御質問につきましては、先般開催されました総務建設産業常任委員会協議会の折に渡辺総務課長の方へ御質問があった件かと思うんですけれども、その後、渡辺総務課長より

教育委員会の方で一度このスクールバスの住民利用について調査・研究するよという連絡がございました。その後、教育委員会で調査したところ、僻地児童・生徒援助費等補助金に係るスクールバスの住民利用に関する承認要領というのがございまして、文部科学大臣の承認が得られれば、バス等の交通機関のない地域や、交通機関の運行回数が著しく少なく、交通機関の利用が著しく困難となっている地域の住民のために、スクールバスを住民利用することができることがわかりました。したがいまして、文部科学省の承認条件を満たせば、住民利用が可能となります。よろしくお願ひします。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

議案第25号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

議案第26号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

発議第1号 無水道地域解消対策特別委員会の設置についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第1号 無水道地域解消対策特別委員会の設置について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 議長（鈴木元八君）

発議第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12番 木下四郎君。

### 12番（木下四郎君）

核廃絶の非核都市宣言をしてちょうど30年たちましたわけですけれども、私と公明党の安藤英男君と一緒にここで立ち上げました。よって、この非核都市、核廃絶を求めていくという大きな運動の中で、広島・長崎、あの長崎・広島を二度と繰り返さない、ノーモア広島・長崎を形づけていくためにも、子供たちに祭典に参加させるような、1人か2人どこの学校でも参加させておりますが、そういう子供たちに平和のとうとさを訴えていけるような知識を学ばせる必要があると思いますが、教育長さん、いかがですか。

### 議長（鈴木元八君）

これは、木下議員、委員長の答弁ですが、委員長でよろしいですか。

### 12番（木下四郎君）

はい。

### 議長（鈴木元八君）

総務建設産業常任委員会委員長 亀井千歳君。

### 総務建設産業常任委員会委員長（亀井千歳君）

核兵器の非核三原則の話かなと思ったら、違うようでしたね。三原則ですか。

もう一回お願いします。三原則ですか。

**議長（鈴木元八君）**

木下議員、再度総務委員長への質問を行ってください。ありましたら。

12番 木下四郎君。

**12番（木下四郎君）**

今ちょっと勘違いして申しわけございませんでした。

核廃絶、これを恒久平和という形で求めていく意見書なんです、今世界じゅうに核が本当にさんさんとしているわけですが、少しでも被爆国の日本が核廃絶に向けて運動していくというは大変大切なことで、今も申し上げましたように、子供たちにもそういうことを認識してもらおう。そして、広島・長崎の祭典、広島祭典ぐらいには子供たちも参加させていくというふうな思いが必要であると思いますが、いかがですか。

**議長（鈴木元八君）**

総務建設産業常任委員会委員長 亀井千歳君。

**総務建設産業常任委員会委員長（亀井千歳君）**

木下議員のおっしゃられることは全くそのとおりでございまして、核の保有国が9カ国ぐらいあると思っております。核保有が認められておるのがアメリカ、イギリス、フランス、中国、ロシアの5カ国が認められております。それから、認められていない国が、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮もあるかというふうに言われております。質問にはなかったわけですが、この間うち新聞で非核三原則のことを言っておりましたが、非核三原則は、持たず、つくらず、持ち込まずということでございます。

そういうことで、小学生にということですね。それは教育委員会の方で言っただけだと思いますけれども。以上です。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより、発議第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

発議第3号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

7番 岡本隆子さん。

**7番（岡本隆子君）**

この発議第3号と5号のことなのですが、同じ文言が発議第3号の中に「民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと」とありまして、同じ文言が発議第5号の中の7番にも「民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと」とありますので、これは三つ発議をどうしても出さなきゃいけないのか、発議3は5に含めることができるのか、そこをお伺いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁君。

**民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）**

文言は同じような文言になっておりますが、出てきた団体組織も違いますし、よく見ていただくと少しずつ中の精神が違っていると思っています。よく私どもの議会にも陳情書と請願書等出てきますけれども、それがすべてがすべて完璧だというようなことは、なかなかこれは人の考えがありますので難しいと思っていますけれども、出てきたこの案件につきましては、私ども委員会で精査したところ、これは国の方に物申すことが肝要であろうという結論に達しましたので、請願書を出すということになりましたので、御理解をお願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

1番 伊崎公介君。

**1番（伊崎公介君）**

この民間保育所運営費一般財源化に反対する意見書というふうに解釈していいかと思いますが、道路特定財源とか、やはり一般財源化されていないことによって国民が知らないところでお金が動いているというところが大きな問題であると思うわけで、今回こういうものは一般財源化することによって一時的な問題は起きても、長期的に見ると、国のお金をどういうふうに使ったらいのかということを考える上で、それも大事なことではないかと思われるんですが、

その辺のところでもちょっと委員長にお聞かせ願いたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁君。

**民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）**

委員によっては物のとらえ方も、先ほど私少し触れましたけれども違うと思いますが、出てきた大きな中の趣旨としては、こういう方向がいいんじゃないかと。御存じのように民主党に政権がかわって今8ヵ月になっていますけれども、なかなか当初の予定どおりに行っていないという、政策どおり行っていない、マニフェストどおり行っていないということの嫌いはありますけれども、そういう中で、この出てきた大きな意味での趣旨に賛同いたしまして陳情として受け付けたということで、大きな意味での御理解を願いたいと思います。以上です。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第3号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

発議第4号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第4号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

発議第5号 保育所制度改革に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第5号 保育所制度改革に関する意見書について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

それでは、特別委員会の選任の關係に移ります。

---

#### 特別委員会委員の選任

**議長（鈴木元八君）**

日程第5、特別委員会委員の選任を行います。

先ほど設置されました無水道地域解消対策特別委員会の委員の選任を行います。

ここで、事務局に選任名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

この委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議によって指名することとありますので、お手元に配付しました名簿のとおり特別委員会委員を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、特別委員会委員は配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

それでは、特別委員会委員が選任されましたので、ここで委員会を開催していただき、正・副委員長の互選をお願いします。会場は第2委員会室でお願いいたします。委員会の進行につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時委員長として委員長の互選まで進行していただきます。お願いをいたします。その後、委員長が副委員長の選任の進行をお願いします。

それでは、ここで暫時休憩をします。再開予定時間は10時50分といたします。

午前10時38分 休憩

---

午前10時53分 再開

**議長（鈴木元八君）**

休憩を解いて再開をいたします。

無水道地域解消対策特別委員会から委員長、副委員長の選任報告がありましたので、事務局長に発表をさせます。

桑下議会事務局長。

**議会事務局長（桑下増美君）**

ただいま、無水道地域解消対策特別委員会を開いていただきまして、正・副委員長さんを決めていただきましたので、御報告いたします。

委員長に安藤博通議員、副委員長に梅原勇議員。以上でございます。

---

**議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定**

**議長（鈴木元八君）**

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

以上で本定例会に提出されました案件はすべて終了しました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

#### 町長（渡辺公夫君）

大変ボリュームの多い、充実した審議をしていただきました。どの定例会でもどの臨時議会でも大切さは変わらないと思いますけれども、少なくともこの3月の定例会については、4月1日から御嵩町が歩を進めることができるか否かの議会であります。そういう意味では、ほっと胸をなでおろしている次第であります。

一つ私の方からお願いをしておきたいと思います。ぜひいま一度、議員必携を読み込んでいただきたいと思います。昔のことを言いますと、またどう思われるやもしれませんが、私が平成7年に議員になったときに、18人の定員でした。常任委員会は三つございました。正・副議長、正・副委員長、そのとき1年生がすべてやりました。私たちには時間がなかった。しかし1ヵ月間で議員必携を頭にたたき込んで9月定例会へ臨んだのを今でも覚えておりますし、当時は12月が決算議会でありました。その12月までに何のかかわりもしてこなかった平成6年度の予算の理解と、そして決算の理解をする。私は民生文教常任委員長をやっておりましたが、各種保険等々大変特別会計は難しいものがありました。難解でありましたけれども、一つだけ言えることは、生意気なことを言うには、少なくともそうしたきちっとした解釈をしておく。そのために、議員必携を常に片手に持って勉強したような気がしております。議会に臨む際に国保であるとか、老人保健であるとか、今の皆さんの名札の高さぐらいの資料を持ち込んで、鋭い質問と申しますか、私にとっては大変意地悪な質問を浴びせられるということも考えておりました。木下議員あたりは特別会計についてはお詳しいところがありますので、絶対

に何でも答えようという決意のもと、各議会に臨んでいったという記憶がございます。そのときに一生懸命勉強したことが逆に今日の私の支えになっております。いま一度、町民のために議員必携をとにかく読み込んでいただいて、ちょうちょうはっし、議会と行政側との議論を深めてまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたしまして、定例会すべての議案を議了していただきましたことを心からお礼を申し上げまして、あいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

#### 議長（鈴木元八君）

次に、3月31日付で退職をされます参事、部長、課長よりそれぞれごあいさつをいただきます。

最初に、加藤教育担当参事。

#### 教育担当参事（加藤保郎君）

退職者に議場での発言に配慮をいただきました議長さん、議員の皆様には感謝を申し上げます。この議場に出席しまして12年が経過しました。その間、議員の皆様方には多くの場面で御指導、御配慮をいただき、ここに曲がりなりにも健康で定年という時期を迎えることができました。本当にありがとうございました。今後もこの議場で執行部と活発な議論が交わされ、御嵩町民の幸せのために施策が展開されることを祈念申し上げ、簡単ですが御嵩町役場の卒業に当たってのあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

#### 議長（鈴木元八君）

ありがとうございました。

続きまして、鈴木建設部長。

#### 建設部長（鈴木正人君）

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。退職に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昭和43年に町職員として採用されました。以来、42年間の長きにわたりまして勤めさせていただきました。42年間の振り返ってみますと、昭和から平成へと時代の変遷とあわせて社会情勢も大きくさま変わりしてきました。行政の一部を携わってきた者として、さまざまな思いの中で、この3月末をもって定年退職を迎えることができました。これもひとえに議員の皆様方の御支援、御指導を得ることができたからこそと感謝申し上げます。ありがとうございます。

今、御嵩町は21号バイパスという新たな社会基盤もできつつあります。これからは議会と行政が連携をとって、新しいまちづくりに向けて取り組んでいかれることと思います。私の第2の人生、立場は変わりますが、一町民として行く末を見守らせていただきたいと思います。

最後になりましたが、議員の皆様方の御健勝と御活躍、また議会のますますの発展を心よりお

祈り申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

**議長（鈴木元八君）**

ありがとうございました。

続きまして、埜藤保険長寿課長。

**保険長寿課長（埜藤 幸君）**

それでは、退職に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

私は、昭和49年6月より35年10ヵ月にわたりまして勤務をさせていただきました。家庭の事情がありまして1年早く退職をさせていただくことにいたしました。この間、皆様にはいろいろと御指導、御支援をいただきまして、まことにありがとうございました。最後になりますが、町議会のますますの発展と、皆様のさらなる活躍を御祈念いたしまして、退職に当たりまして、お礼の最後の言葉とさせていただきます。どうも長い間お世話になり、ありがとうございました。（拍手）

**議長（鈴木元八君）**

ありがとうございました。

最後に、桑下議会事務局長。

**議会事務局長（桑下増美君）**

それでは、最後になりましたが、ごあいさつさせていただきます。

役場にお世話になりまして40年間、ちょうど区切りの年ではありますが、多くの皆さんに支えられまして、大きな病気もなく過ごすことができました。本当にありがとうございました。また、最後の3年間は議会事務局の職員として議員の皆さんと一緒に仕事をさせていただいたことを大変光栄に思っております。また、多くのことを学ばせていただきました。本当にありがとうございました。最後になりますが、皆様方のますますの御活躍と御健勝を祈念しまして、ごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

**議長（鈴木元八君）**

どうも御苦労さんでした。

それでは、ただいまごあいさつをされました4名の方に、再度拍手で送りたいと思います。

(拍手)

御苦労さんでございました。

---

**閉会の宣告**

**議長（鈴木元八君）**

これもちまして、平成22年御嵩町議会第1回定例会を閉会します。なお、本日は送別会並びに懇親会が予定されておりますので、予定時刻に駐車場にお集まりください。大変御苦労さんでした。解散します。

午前11時05分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員